

北本市生活排水処理基本計画（案）の概要

1 基本計画策定の目的

市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、区域内の一般廃棄物の処理に関する計画として、平成 29 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画（第 4 次計画）を定めた。

一般廃棄物処理のうち生活排水処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽により実施している。なお、平成 22 年度に策定し、平成 27 年度に目標値等の見直しをした「生活排水処理基本計画」に従い生活排水処理施設の整備を進めてきている。

この結果、汚水処理人口普及率は平成 25 年度末の 73.1%から平成 30 年度末の 79.5%へと向上したが、汚水処理人口普及率 100%の達成へ向け、今後も下水道整備及び合併処理浄化槽への転換、普及促進を進めていくことが必要となっている。

市では、埼玉県が策定した「埼玉県生活排水処理施設整備構想」などを踏まえ、「北本市生活排水処理基本計画」の見直しを行うものである。

2 目標年度及び基準年度

計画における目標年度及び基準年度は、次のとおりとする。

表 1 本計画の目標年度

項目	新計画	現計画
目標年度	令和 7 年度	平成 37 年度
中間目標年度	設定しない	平成 32 年度
基準年度	平成 29 年度	平成 25 年度

3 現計画の状況

- (1) 平成 25 年度末の生活排水処理人口は表 2 に示すように、行政人口 68,806 人に対して 50,264 人であり、生活排水処理率は 73.1%となっていた。
- (2) 中間目標年度である平成 32 年度には 90.1%、最終目標年度である平成 37 年度（令和 7 年）には 100%の生活排水処理率を目標に定めていた。

表2 生活排水処理人口の現状と現計画値（現計画）

項目	現況(平成25年度)		中間目標(平成32年度)		最終目標(平成37年度)	
	処理人口 (人)	構成比 (%)	処理人口 (人)	構成比 (%)	処理人口 (人)	構成比 (%)
行政人口	68,806	100.0%	65,201	100.0%	62,367	100.0%
流域関連公共下水道	47,898	69.6%	54,356	83.4%	53,324	85.5%
合併処理浄化槽	2,366	3.4%	4,374	6.7%	9,043	14.5%
生活排水処理人口計	50,264	73.1%	58,730	90.1%	62,367	100.0%
くみ取り及び単独処理浄化槽	18,542	26.9%	6,471	9.9%	0	0.0%
生活排水未処理人口計	18,542	26.9%	6,471	9.9%	0	0.0%

注) 前回構想見直し時の県提出資料より作成

4 事業手法の検討

- (1) 市では、浄化槽整備区域内（下水道事業計画区域外）に約 6,100 世帯が居住し、合併処理浄化槽を設置している約 1,420 世帯、単独処理浄化槽を設置している約 3,150 世帯、くみ取りの世帯が約 30 世帯、生活排水処理方法が不明な約 1,500 世帯となっている。

表3 生活排水処理人口の比較

区域区分	平成29年度		令和7年度		人口増減数 (R7-H29)
	区域内人口 (人)	浄化槽基数 (基)	区域内人口 (人)	浄化槽基数 (基)	
流域関連公共下水道区域 (下水道区域外接続含む)	50,687	-	48,067	-	-2,620
合併処理浄化槽	3,108	1,416	13,481	6,073	10,373
単独処理浄化槽	10,073	3,152	0	-	-10,073
し尿	62	-	0	-	-62
不明	3,005	-	0	-	-3,005
合計	66,935	4,568	61,548	6,073	-5,387

表4 平成29年度と平成30年度の生活排水処理人口の比較

区域区分	平成29年度		平成30年度		世帯数 増減数 (H30-H29)
	区域内人口 (人)	世帯数 (世帯)	区域内人口 (人)	浄化槽基数 (基)	
流域関連公共下水道区域 (下水道区域外接続含む)	50,687	-	50,383	-	-
合併処理浄化槽	3,108	1,416	3,142	1,820	404
単独処理浄化槽	10,073	3,152	10,050	3,133	-19
し尿	62	31	61	31	0
不明	3,005	1,503	2,832	1,416	-87
合計	66,935	6,102	66,468	6,400	298

出典) 実績は「汚水処理人口普及状況調査」(国土交通省・農林水産省・環境省)を基に作成
注) 世帯数は、浄化槽基数及び人口から推計

- (2) 現在、転換基数は、合併処理浄化槽設置補助金制度の利用が年間20基ある。
また、建築確認申請(専用住宅)が年間約300軒あり、この一部は転換が行われていると考えられる。
- (3) ここで汚水処理人口普及状況調査の結果について、平成29年度と平成30年度を比較すると、浄化槽整備区域及び下水道全体計画区域内(事業計画区域を除く)の単独処理浄化槽、くみ取り及び不明の合計数が、約100世帯減少している。
- (4) これを踏まえ、建築確認申請のうち単独処理浄化槽等からの転換となるものが年間80軒あり、1年間の転換基数は合計100基あると想定する。
合併処理浄化槽への転換必要数約3,400世帯に対し、年間100基ずつの転換を想定すると、完了まで34年間という期間を要することになるため、この状況を考え、施設の整備方針を決めていく。

5 施設整備方針

【公共下水道】

- (1) 将来的な補助金の交付が不透明な中、現在の整備計画に従って着実に整備を進めていくこととする。
- (2) 今後も、人口集中地区等を中心に下水道区域の拡大等も検討していくものの、投資効果を十分に精査するとともに、投入できる事業費を踏まえ、確実に実施できる区域を対象としていく。

- (3) 投資効果を確実にするため、水洗化率向上のための取り組みを推進していく。
- (4) 既整備区域内の維持管理を適切に行い、効率的に汚水処理を行うことができる体制を維持していく。

【合併処理浄化槽】

生活排水処理率 100%達成できるよう、次の1から3までに掲げる事項を実施する。

- (1) これまでと同様に、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽等への転換を進めていく。
- (2) 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進していくため、補助制度の周知啓発を積極的に行っていく。
- (3) 合併処理浄化槽への転換を推進するため、転換に対する補助件数の増加や、補助額について、検討していく。